

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	津市 児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は、児童扶養当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

津市長

公表日

令和6年5月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づく事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童扶養手当証書の交付及び管理 ・児童扶養手当の額の改定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の手当の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童扶養手当に係る届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童扶養手当の額の改定の請求の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 窓口や郵送での書類受付及びマイナポータルぴたりサービスのサービス検索・電子申請機能での受領を含む。 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。
③システムの名称	児童扶養手当システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバ、マイナポータルぴたりサービス（サービス検索・電子申請機能）
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ○番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれるもの（13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項） ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2の2 （情報照会の根拠） ○番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）が「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務」であって、主務省令で定めるもの（57の項） ○別表第二省令 ・第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども政策課
②所属長の役職名	こども政策課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3276
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	津市 健康福祉部こども政策課 給付支援担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3155

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月1日	I－5－②所属長	こども支援課長 戸上 喜之	こども支援課長 豊濱 博幸	事後	
平成28年6月1日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年6月1日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年6月1日	I－4－②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれるもの(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第12条、第19条、第35条、第36条、第44条	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれるもの(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2	事後	
平成29年6月1日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月1日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	I－5－② 所属長	こども支援課長 豊濱 博幸	こども支援課長	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策	なし	リスク対策を追加	事後	新様式に対応
令和2年5月29日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月29日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年2月26日	I－4－② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれるもの(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項)	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれるもの(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項)	事後	
令和3年2月26日	I－1－② 事務の概要	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	
令和3年2月26日	I－4－② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2の2 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年5月30日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年5月30日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	I－1－② 事務の概要	児童扶養手当法に基づく事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童扶養手当証書の交付及び管理 ・児童扶養手当の額の改定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の手当の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童扶養手当に係る届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童扶養手当の額の改定の請求の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	児童扶養手当法に基づく事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童扶養手当証書の交付及び管理 ・児童扶養手当の額の改定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の手当の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童扶養手当に係る届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童扶養手当の額の改定の請求の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 窓口や郵送での書類受付及びマイナポータルびつたりサービスのサービス検索・電子申請機能での受領を含む。 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	行政手続オンライン化対応による
令和5年2月1日	I－1－③ システムの名称	児童扶養手当システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー	児童扶養手当システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバ、マイナポータルびつたりサービス（サービス検索・電子申請機能）	事後	
令和5年2月1日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年2月1日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和6年5月24日	I－5－①部署	健康福祉部こども支援課	健康福祉部こども政策課	事後	
令和6年5月24日	I－5－②所属長	こども支援課長	こども政策課長	事後	
令和6年5月24日	I－8 連絡先	津市 健康福祉部こども支援課 こども支援担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3155	津市 健康福祉部こども政策課 給付支援担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3155	事後	
令和6年5月24日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年5月24日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	